

前涼・張駿の行政區畫改編 と涼州・建康郡の設置

改編年次に係わる司馬光の見解と考古資料による新見解

白須淨眞

はじめに

- 一、張駿の行政區畫改編と涼州・建康郡の設置
 - 二、楊宣の二つの西域遠征
 - 三、楊宣の龜茲・畚善征討と張駿の行政區畫改編との相關
 - 四、楊宣の焉耆征討と張駿の行政區畫改編および行政改革の相關
 - 五、張駿の行政區畫改編と行政改革との相關
 - 六、清朝期の編纂地誌にみえる建康郡
 - 七、建康郡新設にふさわしい國際環境とは
- おわりに

はじめに

2009年、高臺縣博物館(甘肅省張掖市)の寇克紅氏は、同地の駱駝城周邊から出土した「前涼・建興廿四(336)年周振妻孫阿惠墓券」(〔資D〕)に見える「建興廿四年」という前涼紀年と「建康」という郡名を手がかりに、前涼四代王と目される張駿が實施した行政區畫の改編を335年に比定された。ここに行政區畫の改編(以下、行區改編)というのは、張駿が、自ら大都督・大將軍・假涼王を稱し、三州を督攝し、諸官を整え、車服・旌旗も王者に擬えた行政改革(以下、張駿行革)に内包される三州の督攝、すなわち涼・河・沙三州の設置を指す(〔資A〕〔資B〕)。司馬光はこの行區改編を張駿行革に統合して、その年次を『資治通鑑』の東晉の永和元(345)年の條に擧げた(〔資C〕)。多くの研究者たちは、司馬光のこの比定年次345年を前涼の全盛期の到來と認識し、前涼史はもとより、前涼と十六國・東晉期の中國、前涼と内陸アジア(中でも高昌、龜茲、焉耆、樓蘭)との關

係においてもほぼ全面的に依據してきた。「司馬光 345 年説」は、前涼の指標年次として機能していたと言ってよい。したがって新考古資料に基づく明確な否定は、畫期的であり、影響も決して小さくはない。ここに、張駿行革と連動する涼・河・沙三州の設置、すなわち張駿の行區改編の年次を改めて問おうとするのはまさしくそのため、寇氏が手がかりとされた「建康」一郡の新設を三州總體の改編の動的様相に内包させながら論じていく¹。

一、張駿の行政区畫改編と涼州・建康郡の設置

清中期の著名な史學家にして漢學家であった錢大昕（1728～1804）は、『周書』卷 28 の史寧傳に言及した際、史寧の出身地である「建康」は、揚州の建康ではなく涼州の建康であることを強調した²。建康には、同名の異地があったからある。揚州の建康とは、4 世紀、東晉の都として史上に登場した南朝のかの建康であり³、涼州の建康とは、前涼の張駿が、同じく 4 世紀に新設した今ここに問題とする建康郡である。前涼が、十六國期における数少ない漢人政權の一つであり、しかも中國王朝を繼承した東晉と密接な関係を保持していたことから推せば、その建康は東晉の都に倣った命名、つまり何らかの政治的意圖あるいは外交的意圖を持った命名だったと認識すべきであろう。その後、この涼州の建康郡は河西諸政權に繼承されて北周に及び、7 世紀末には、安西四鎮を回復した唐の名將・王孝傑が新設した河西の「軍」名・建康軍にも採用された。しかし 8 世紀後半、河西の地が吐蕃に奪われると、この涼州の建康は、人々の記憶から急速に消え去った。錢大昕が、涼州にも建康があったのだと強調したのは、それから約千年も後の話である。

さて張駿が、どのような経緯で、涼州にいつ建康郡を設置したのか、この間に直接答え切る證左は残っていない⁴。したがって建康の郡名が見出せる文獻資料が

¹この行區改編と連動している張駿行革そのものにも、同様な動的様相を導入して認識することが必要である。しかし本稿では、煩雜化を避けて深く立ち入らない。

²「建康袁氏人也。此涼州之建康、非揚州之建康也。」と記している。『廿二史考異』卷 32、周書、史寧傳の項（錢大昕、方詩銘・周殿傑校點、世紀出版集團・上海古籍出版社、530 頁）。

³三國・吳の都の建業は、西晉の平定によって秣陵とされ、次いで行政区畫の改編時に建豊とされたが、313 年、西晉の最後の皇帝となる愍帝・司馬暉が即位すると、その諱の「暉」を避けて建康と改稱された。『建康實録』卷 5 中宗元皇帝（唐・許嵩撰、張忱石點校『建康實録』上、中華書局、1986、121、125 頁）。

⁴ただし、後述する『大清一統志』などの清期の編纂地誌には、設置年次を明記したものがある。また、『資治通鑑』卷 99 穆永和十（354）年正月の條の「建康侯」の胡注にも、「建康郡、蓋張氏所置、張茂分屬涼州」と前涼の第三代王と目される張茂（在位 320～324）の設置という記述もある。しかし、依據した資料は確認できない。「直接答え切る資料は残っていない」というのは、その意味である。

らまず整理してみよう。最初に挙げるべきは、

〔資 A〕張駿分武威・武興・西平・張掖・酒泉・建康・西海・西郡・湟河・晉興・廣武合十一郡爲涼州、興晉・金城・武始・南安・永晉・大夏・武成・漢中爲河州、敦煌・晉昌・高昌、西域都護・戊己校尉・玉門大護軍三郡三營爲沙州。張駿假涼州都督・攝三州⁵。（『晉書』卷 14 地理上・涼州）

とある『晉書』地理志であろう。張駿がその領域を涼州・河州・沙州の三州に分ち、涼州には十一郡、河州には八郡・沙州には三郡と三營を置く行區改編を実施し、假涼州都督として統治體制を整えた時のもので、建康郡は、涼州十一郡のなかに確かに見えている。ただし設置年次の記載はない。この記録を、

〔資 B〕〔張駿〕分武威・武興・西平・張掖・酒泉・建康・西海・西郡・湟河・晉興・廣武十一郡爲涼州、以長子重華爲刺史。興晉・金城・武始・南安・永晉・大夏・武城・漢中八郡爲河州、以其寧戎校尉張礫爲刺史。敦煌・晉昌・高昌、西域都護・戊己校尉・玉門大護軍三郡三營爲沙州、以西胡校尉楊宣爲刺史。駿私署大都督・大將軍・假涼王・督攝三州。始置諸祭酒・郎中・大夫・舍人・謁者之官、官號皆擬天朝、而微辨其名。舞六佾、建豹尾、車服旌旗一如王者⁶。（『魏書』卷 99 張駿傳）

とある『魏書』張駿傳の関係記録と對比すれば、張駿は、建康郡を一屬郡とする涼州のその刺史に張重華（張駿の長子）を、河州刺史に張礫を、沙州刺史に楊宣をそれぞれ任命して、涼・河・沙三州を督攝したことも加えることができる。その時張駿は、大都督・大將軍・假涼王と稱し、官制を整えて官號を天朝になぞらえ、車服旌旗なども整えて王者のように振る舞ったというから、これを先に觸れた張駿行革と見なしてよい。したがって『魏書』張駿傳のこの記述に従えば、この行區改編は、張駿行革と連動するものであったことになる。また先に觸れた司馬光も、

〔資 C〕十二月、張駿伐焉耆、降之。是歲、駿分武威等十一郡爲涼州

〔駿分武威、武興、西平、張掖、酒泉、建康、西郡、湟河、晉興、須武、安故合十一郡

⁵校勘が施されている中華書局本『晉書』からの引用。校勘記の〔34〕と〔35〕（445頁）参照。なお書き下し文は、〔資 B〕を参照。

⁶書き下し文は以下の通り：「〔張駿〕は、武威・武興・西平・張掖・酒泉・建康……十一郡を分ちて涼州となし、長子の重華を以て刺史となす。興晉・金城・武始……八郡を河州となし、その寧戎校尉の張礫を以て刺史となす。敦煌・晉昌・高昌、西域都護・戊己校尉・玉門大護軍の三郡三營は沙州となし、西胡校尉の楊宣を以て刺史となす。駿は大都督・大將軍・假涼王を私署して三州を督攝す。始めて諸の祭酒・郎中・大夫・舍人・謁者の官を置き、官號はみな天朝に擬（なぞら）うも、微（わずか）にその名を辨ず。六佾（いつ）（諸侯の舞隊の縦横六人の整列形態。天子は八佾）を舞い、豹尾（ひょうび）を建て（豹尾で飾った天子の車）、車服旌旗は、一つに王者のごとし。」

爲涼州)、以世子重華爲刺史、分興晉等八郡爲河州〔駿分興晉、金城、武始、南安、永晉、大夏、武成、漢中八郡爲河州〕、以寧戎校尉張磔爲刺史、分敦煌等三郡及西域都護三營爲沙州〔晉志惟載敦煌、晉昌二郡、西域都護、張茂以校尉、玉門、大護軍、三郡、三營爲沙州、而一郡不見于史、蓋缺文也。……〕、以西胡校尉楊宣爲刺史。駿自稱大都督・大將軍・假涼王・督攝三州。始置祭酒・郎中・大夫・舍人・謁者等官、官號皆倣天朝、而微變其名、車服旌旗擬於王者⁷。(『資治通鑑』卷 97 晉紀 19 孝宗穆帝の永和元年の條)

と、その著『資治通鑑』に、同様に張駿行革を行區改編と並記する。〔 〕に示したように南宋末の胡三省(1230~1287)も、涼・河・沙三州の諸郡を注補していることから、當然、司馬光の見解を認めてのことである。その胡注も問題とする建康郡を漏らしてはいない。また司馬光は、この行革と行區改編を、張駿が焉耆を伐った後に續けて配置し、東晉穆帝の永和元(345)年のことと見なした。司馬光のこの見解が、先に指摘したように指標年次として機能してきたのである。

しかし寇氏は、司馬光が『資治通鑑』卷 97 が張駿が涼、河、沙三州に分かつて晉の穆帝の永和元(345)年に建康郡を置いたと記したのは、誤りだ⁸と明確に否定された。それは司馬光だけでなくそれに従ってきた多くの研究者たちも含めての批判と受け止めるべきであろう。寇氏が根據とされたのは、現在、建康郡城遺址と見なされている駱駝城遺址(張掖市高臺縣の東南)の南の古墓から出土した次の新考古資料(高臺縣博物館藏)である。

〔資 D〕

(1) 建興廿四年三月癸亥朔廿三日乙酉、直執。涼州建康表是縣顯平亭部前壬閏領拔。(「前涼・建興廿四(336)年周振妻孫阿惠墓券」)⁹

⁷胡注には、〔資 A〕〔資 B〕と對應しない「須武」と「安故」二郡がある。しかし「須武」は、「廣武」の誤りである。中華書局本『晉書』校勘記の〔34〕(445頁)を参照。「安故」は「西海郡」と對應する箇所ではあるが、このように記した理由は分からない。また「晉志」の引用箇所も、今は、中華書局本『晉書』校勘記の〔35〕(445頁)に従って理解すべきであろう。

⁸原文は、『資治通鑑』卷 97 記張駿分涼、河、沙三州置建康郡于晉穆帝永和元(345)年、誤。」

⁹寇克紅「高臺駱駝城前秦墓出土墓券考釋」『敦煌研究』2009-4、93頁。寇氏は、「前壬閏領拔」を區切りとして後文を省略されるが、ここがこの資料の冒頭文節の末尾や區切りではない。また「周振墓券」とされるが(2)の移録と對比すれば、「周振妻孫阿惠墓券」とすべきであろう。また「前壬閏領拔」の移録も再検討が必要と思われる。劉衛鵬氏は、拔を「捉?」として「守捉?」のような小規模な軍事施設とみなし、「前玉門三〔六?〕領拔(捉?)」を、前の玉門〔縣〕の三〔六(?)〕つの拔(捉?)を領する軍事長官と推察する。なお移録全文は、(2)に挙げた劉衛鵬「甘肅高臺十六國墓券的再釋讀」『敦煌研究』2009-1、47頁の他に、次の報告を参照。吳浩軍「魏晉南北朝敦煌文獻編年增補 敦煌墓券文獻研究系列之一」中共高臺縣委等編『高臺魏晉墓與河西歷史文化研究』甘肅教育出版社、2012、190頁。町田隆吉「甘肅省張掖市高臺縣出土魏晉十六國漢語文書編年」同、161~167頁。

(2) 建興廿四年三月癸亥朔廿三日乙酉、直執、涼州建康表是縣顯平亭部前玉門三(六)領拔(捉)周振妻孫阿惠得用今歲月道通葬埋太父母以次蒿里、……¹⁰

(1)は、寇氏の移録であり、(2)は(1)に對應する劉衛鵬氏の移録の關係部分である。原資料を確認していないので参考として竝記する。ここに見える「建興」とは、滅亡した西晉最後の紀年「建興」を奉用し續けた前涼・張氏政權の紀年であり¹¹、その「廿四年」は336年に比定される。寇氏が言われるように、この時、涼州に「表是縣」に冠せられる「建康」という行政区畫が實在していたことはまったく疑う餘地はない。「表是縣」に冠せられる「建康」であるから、郡名と見て誤らない¹²。したがって寇氏は、

張駿の時、國勢は穩やかとなり、西境も安定した。咸康元年(335)部將の楊宣を遣わして西域に出征させ、龜茲、畚善を征服し、永和元年(345)楊宣はふたたび西域を征し、焉耆を伐ち降した。史料と出土文獻を結びつけて、建康郡を、咸康元年(335)張駿が、西征と呼應させて増置したものであると認識する¹³。

と、楊宣が焉耆を征討した永和元(345)年ではなく¹⁴、龜茲・畚善を征服した咸康元(335)年こそが、出土資料〔資D〕と直接結び付くと考えられた。先に述べたように寇氏が、『資治通鑑』卷97が張駿が涼、河、沙三州に分かつて晉の穆帝の永和元(345)年に建康郡を置いたと記したのは、誤りだ」とされたのは、咸康元(335)年に行區改編が行われていなければ、出土資料〔資D〕が示す「建興廿四(336)年」時に建康郡は存在することができないからである。出土資料〔資D〕は、建康郡新設二年目に当たるとの理解である。もし司馬光が言うように楊宣が焉耆を征討した永和元(345)年に、張駿行革と竝行する行區改編が行われ、この時

¹⁰前註参照。

¹¹前涼の建興紀年の奉用の諸問題(他の紀年の混入など)については、王素氏の見解が優れている。『高昌史稿 統治編』文物出版社、1998、112~114頁。なお建興紀年の奉用については、次の拙稿を参照。「晉の建興五(317)年、故酒泉表是都郷仁業里・大女・夏侯妙々の衣物疏 古陶文明博物館(北京)所藏・新資料の紹介」『東ユーラシア出土文獻研究通信』第3號、2013年、26~36頁。なお本稿は、『廣島東洋史學報』第18號、2013年、に再掲載する。また中國語譯は、朱玉麒主編『西域文史』第8期に掲載される豫定である。

¹²表是縣との相關は、前掲拙稿、30~33頁を参照。

¹³原文は「張駿時國勢漸穩、爲安定西域、咸康元年(335)遣部將楊宣出征西域、伐降焉耆、畚善、永和元年(345)楊宣二征西域、伐降焉耆。結合史料與出土文獻、我們認爲建康郡是咸康元年(335)張駿爲配合西征而增置的。」前掲寇論文、93頁。

¹⁴〔資C〕、〔資G〕によれば張駿の遠征のように讀めるが、〔資H〕、〔資I〕によって後述するように張駿が楊宣を派遣したもので、このように記しても問題はない。

に建康郡が新設されたのであれば、出土資料〔資D〕が明示する「建興廿四(336)年」の建康郡存在を無視しなければならなくなる。妥当な見解である。こうして、無名に等しい涼州の一郡・建康郡は、この新出土資料によって、張駿行革と行區改編との相關の中で學界に浮上することとなった。しかも寇氏のこの新見解は、張駿行革と行區改編を、楊宣の焉耆征討の年次・永和元(345)年とリンクさせることを拒み、楊宣の龜茲・畚善征服の年次・咸康元(335)年にリンクさせるものであった。つまりこの新見解は、楊宣の二つの西域遠征をも絡ませて設定した複雑なものと認識しなければならない。

二、楊宣の二つの西域遠征

そこで、司馬光も寇氏もそれぞれの立場で依據された楊宣の二つの西域遠征、すなわち335(咸康元)年の龜茲・畚善征討と345(永和元)年の焉耆征討を、まず検討する必要があるが生じてきた。この二つの西域遠征は、かつてわが國の内陸アジア史研究を牽引された松田壽男氏が、独自の理解を提示されたこともあって、學界にはよく承知されているものである¹⁵。まず楊宣の龜茲・畚善征討から取り上げてみよう。それは、

〔資E〕自軌據涼州、屬天下之亂、所在征伐、軍無寧歲。至駿、境内漸平。又使其將楊宣率衆越流沙、伐龜茲、畚善、於是西域竝降。畚善王元孟獻女、號曰美人、立賓遐觀以處之。焉耆、前部、于寘王竝遣使貢方物。得玉璽於河、其文曰「執萬國、建無極」¹⁶。(『晉書』卷86張駿傳)

と『晉書』張駿傳に見えるように、張駿がその「將」の楊宣に龜茲、畚善を伐たせたことを指す。この『晉書』の記載には年次はないが、司馬光は、

〔資F〕及張駿嗣位、境内漸平。駿勤脩庶政、總御文武、咸得其用、民富兵強、遠近稱之以爲賢君。駿遣將楊宣伐龜茲、畚善、於是西域諸國焉耆、于寘之屬、皆詣姑臧朝貢。駿於姑臧南作五殿、官屬皆稱臣¹⁷。(『資

¹⁵松田壽男『古代天山の歴史地理學的研究』(初版1956年)133~134頁。その理解は、後述。

¹⁶書き下し:「〔張〕軌の涼州に據りてより、天下の亂に屬し、所在に征伐して、軍の寧んずる歲なし。駿に至りて、境内漸(ようや)く平かなり。またその將・楊宣をして衆を率いて流沙を越え、龜茲、畚善を伐たしむ。ここにおいて西域は竝(な)べて降る。畚善王・元孟は女を獻ず。號して美人という。賓遐觀を立て以てこれに處く。焉耆、前部、于寘王は竝びて使を遣わして方物を貢ぐ。玉璽を河に得るに、その文に曰く「執萬國、建無極」と。」

¹⁷書き下し:「張駿の位を嗣ぐに及び、漸く境内平ぐ。駿勤めて庶政を脩め、文武を總御し、みなその用をえ、民は富み兵は強く、遠近これを稱して以て賢君となす。駿は將の楊宣を遣わして龜茲、畚善を伐つ。ここにおいて西域諸國、焉耆、于寘の屬、皆に詣りて朝貢す。駿は姑臧の南に五殿を作る。官屬皆臣を稱す。」

『資治通鑑』卷 97 晉紀 17 成帝の咸康元（335）年の條）

とあるように、それを『資治通鑑』の咸康元（335）年に配置した。

また焉耆征討とは、

〔資 G〕冬十二月、……。涼州牧張駿伐焉耆、降之。（『晉書』卷 8 穆帝紀永和元年・345 年の條）

と『晉書』穆帝紀が記載する涼州牧の張駿が直接親征して焉耆を伐ったようにも讀める焉耆征討を指す。司馬光が「〔永和元（345）十二月〕張駿伐焉耆、降之」〔資 C〕と『資治通鑑』に配置したものである。このようにこの焉耆征討については、なぜか『晉書』も『資治通鑑』も楊宣の名をあげていないが、

〔資 H〕其後、張駿遣沙州刺史楊宣、率衆疆理西域。宣以部將張植爲前鋒、所向風靡。軍次其國。〔焉耆王・龍〕熙距戰於賁崙城、爲植所敗。植進屯鐵門。未至十餘里、熙又率衆先要之於遮留谷。植將至、「或曰、漢祖畏於柏人、岑彭死於彭亡。今谷名遮留、殆將有伏？」植單嘗之、果有伏發。植馳擊敗之、進據尉犁。熙率羣下四萬人肉袒降於宣¹⁸。（『晉書』卷 97 西戎の焉耆の條）

¹⁸書き下し：「その後、張駿は沙州刺史の楊宣を遣わし、衆を率いて西域を疆理せしむ。宣は部將の張植を以て前鋒となし、向うところ風靡す。軍その國に次る。〔焉耆王・龍〕熙は距みて賁崙城に戦うも、植の敗るところとなる。植は進みて鐵門〔コルラ北域の孔雀河（コンチェ河）の上流の峡谷〕に屯す。未だ十餘里に至らざるに、熙は、また衆を率いて先にこれを遮留谷に要（ま）つ。植の將至りて、「或ひと曰く、漢祖〔劉邦〕は柏人〔人に柏（せま）るといふ地名〕を畏れ（*『漢書』卷一、高帝（劉邦）紀第一下の「八年冬、上（劉邦）東擊韓信餘寇於東垣。還過趙、趙相貫高等恥上不禮其王、陰謀欲上。上欲宿、心動、問「縣名何？」曰「柏人。」上曰「柏人者、迫於人也。」去弗宿。」が該當する。）、岑彭〔後漢光武帝の臣下〕は彭亡〔彭、亡（ほろ）ぶといふ地名〕に死す（*『後漢書』志二十三、郡國五、益州犍爲郡の九城の一つ「武陽有彭亡聚」の劉昭の注補、すなわち「岑彭死處」が該當する。）。今、谷の名は遮留、殆ど將に伏〔伏兵〕あらんや？」と。植は單騎してこれを嘗（ため）すに、果して伏の發するあり。植は馳せてこれを撃ち敗り、進みて尉犁による。熙羣下の四萬人を率いて肉袒して宣に降る。」この〔資 H〕は、『十六國春秋』の次の逸文、すなわち「張植爲西域校尉、與奮威將軍牛霸率騎救張冲。六月、至於流沙、無水、士卒渴甚。植乃剪髮、肉袒徒跣、升壇慟泣請雨、俄而雲起西北、雨水成川。植殺所乘馬祭天而去。」（『太平御覽』卷 11 部 11 祈雨に引く崔鴻の『十六國春秋』前涼録）と混同されやすい。逸文の「六月」がいつであるかは分からないが、西域校尉であった張植が係わる「六月」と、張冲が救援を必要とした時代狀況とを勘案すれば、「〔永和二（346）年〕六月、石季龍將王擢襲武街、執張重華護軍胡宣。又使麻秋、孫伏都伐金城、太守張冲降之。重華將謝艾擊秋、敗之。」（『晉書』卷 8 孝宗の條）とある石季龍（後趙の第三代皇帝の石虎）の將である王擢が、前涼の武街を襲撃し、さらに麻秋と孫伏都を使わして前涼の金城を伐った際、その太守・張冲がこれに降ってしまった永和二（346）年の「六月」となる。したがって西域校尉・張植は、奮威將軍・牛霸とともに後趙の攻撃を受けている金城太守・張冲の救援に向かったのであり、この焉耆征討と混同してはならない。なお湯球（1804～1881）は、『十六國春秋輯補』卷 70 前涼録 4（國學基本叢書、商務印書館、1937 年、501 頁）に、この記事を「乙未」、「張駿十一年」、すなわち 335 年の楊宣の龜茲・畚善征討に直接續けて、その際における張植の行動とする。これも誤りである。

とあるように、『晉書』焉耆傳には、沙州刺史の楊宣が「部將」の張植を前鋒として焉耆王・龍熙を伐ったことを明記している。また、

〔資 I〕張駿遣沙州刺史楊宣率衆經理西域、宣以部將張植爲前鋒、軍次其國焉耆。（『通典』卷 192 焉耆の條）

とあるように、『通典』の焉耆の條にも同様な明記を見出す。張駿が沙州刺史楊宣を遣わして焉耆を討ったことは、これらの異なる二つの文獻に、しかも征討を受けた當該國の『晉書』の本傳にも記載があり、『晉書』の帝紀〔資 G〕にもその年次の明記があることから、345 年、張駿が沙州刺史・楊宣に命じて焉耆を征討させたことは確かであろう。したがって沙州刺史楊宣のこの 345 年の焉耆征討を、335 年の楊宣の龜茲・畚善征討と一連のものとしてその征討に一括したり¹⁹、また一括するために、楊宣の帯びた「沙州刺史」を誤りとして「西胡校尉」（〔資 B〕、〔資 C〕参照）とするような文獻資料の改訂は²⁰、過去の試みの一つだったと理解しておきたい。司馬光も寇氏もそれぞれが依據した楊宣の二つの西域遠征、すなわち 335（咸康元）年の龜茲・畚善征討と 345（永和元）年の焉耆征討は、ともに間違いなくあったとしてよい。

とすれば次の検討課題は、335 年と 345 年のいずれが、張駿行革と連動した行區改編と矛盾なく整合するのか、この點に移っていくことになるう。

三、楊宣の龜茲・畚善征討と張駿の行政區畫改編との相關

寇氏は、「咸康元年（335）に部將の楊宣を遣わして西域に出征させ、龜茲、畚善を伐ち降し」とされた。ここにこの楊宣の肩書きを「部將」とされるのは、『晉

¹⁹松田壽男氏の見解である。氏は、「楊宣の焉耆征服が、龜茲や畚善に對するそれと一連の軍事行動であったことを思わせるではないか」として「同じような軍事行動を二度想定」することを避け、龜茲・畚善・焉耆征討を一括し、それを 335（咸康元）年に比定された。「沙州刺史」楊宣が「部將」の張植を率いたとされる 345 年の焉耆征討（〔資 H〕・〔資 I〕）を、張駿の「將」の楊宣の 335 年の龜茲・畚善征討（〔資 E〕・〔資 F〕）に内包させ、一連の軍事行動とみなすのである。つまり 345 年の楊宣の單獨の焉耆なかったという理解である。松田前掲書、133～134 頁。

²⁰先に觸れた松田氏の見解である。楊宣が「沙州刺史」となったのは、張駿行革とそれに連動する行區改編の時、すなわち 345 年であるから、335 年に一括した龜茲・畚善・焉耆征討時に楊宣が「沙州刺史」であったはずはないとするものである。したがって、335 年の楊宣の官職は、「沙州刺史」ではなくそれに就任する以前の「西胡校尉」であり、「沙州刺史」とする資料は誤りとする。そう理解してこそ、335 年の楊宣の龜茲・畚善・焉耆征討、345 年の張駿行革とそれに連動する行區改編は、矛盾なく整合するのだという。松田前掲書、133～134 頁。なお清の張澍（1776～1847）も、『涼州府志備考』（周鵬飛・段憲文校點、三秦出版社、1988 年、170 頁）において、龜茲・畚善・焉耆征討時の楊宣の官職を「西湖校尉」（湖は胡の誤植）と見なしている。早くから研究者を悩ませた遠征である。

書』張駿傳に「其（張駿）將楊宣」（〔資 E〕）とある「將」を意識されてのことであろう。しかしそれは、335年の龜茲・畚善征討時の楊宣を「沙州刺史」とは見なさないことを直接明記しないで強調されたものでもあろう。というのは、寇氏は、司馬光の言う345年ではなく335年に行區改編が實施されたと見なされているのであるから、その335年に沙州が新設されて楊宣が「沙州刺史」となったことは十二分に承知のはずである。したがって寇氏が、「沙州刺史」を避けてわざわざ「部將」と記されるのは、335年の楊宣の龜茲・畚善征討を、行區改編の前に必ず置かなければならない、そうした判断があつてのことに相違ない。もし335年の後であれば楊宣を「沙州刺史」とせざるをえないからである。ずいぶんと緻密な考察が背後にあることを推察させるが、この背後の考察と相關する次の資料は、検討を深めておくべきであつた。それは、咸康元年（335）の楊宣の龜茲・畚善征討（〔資 E〕）の後に續けて置かれた『晉書』張駿傳の次の一文である。

〔資 J〕時〔張〕駿盡有隴西之地、士馬強勢、雖稱臣於晉、而不行中興正朔。……又分州西界三郡置沙州、東界六郡置河州。二府官僚莫不稱臣。（『晉書』卷86張駿傳）

ここに見える「沙州」となした西界三郡が敦煌、晉昌、高昌であり、分かたれた元の「州」が涼州であつたことは自明である（〔資 A〕〔資 B〕〔資 C〕との對比）²¹。これに涼州の東界六郡を分かつて設置した「河州」も加えれば、この記載は涼州の涼・河・沙三州への行區改編とみなすことが可能である。咸康元年（335）の楊宣の龜茲・畚善征討（〔資 E〕）の後に置かれているのであるから、素直に従えば、その遠征のあとに三州への改編が實施されたことになる。とすれば、楊宣が遠征時の「部將」から遠征直後に新設された沙州のその刺史となつたと見れば矛盾はない。寇氏はこれを咸康元年（335）と見なす張駿行革と連動させ、三州改編の重要な根據とされたに相違ない。

ただしこの記載（〔資 J〕）で氣に掛かるのは、張駿が沙州と河州を置いたことは記されていても、涼州を含む三州總體へ改編したのだという強調的な記述となつていないことである。加えて不可解なのは「二府の官僚の臣を稱せざるはなし」と記されていることである。これは涼州から分離されて新設された河・沙二州の官僚の様子なのであろうが、官僚が臣を稱すことは自明のことであり、通常は記録に残されるようなことではない。違和感のある表現なのである。

²¹高昌郡の設置は、東晉の咸和二年、すなわち前涼の建康十五（325）年に落ち着いている。王素前掲『高昌史稿 統治編』131頁。

しかしこの場合の官僚の臣稱は、「晉に臣を稱するといえども、中興（晉を復興した東晉初代皇帝の元帝）の正朔を行わない」²²、つまり矛盾を内包する張駿の對東晉外交を受け入れて張駿と同様に東晉に臣稱したと理解すべきで、通常の臣稱とはややニュアンスを異にする。張駿にとって涼州を割いて新たに河・沙二州を建てたことは、極めて大きな行區改編であったに相違ない。言うまでもなく前涼という國家は、あくまで西晉の涼州一州だけを掌握する西晉の官僚としての涼州刺史がその淵源であった。西晉皇帝の臣下だったのである。それが胡人政權（匈奴の漢）による西晉の滅亡という新たな事態のなかで自立性を高め、滅亡した西晉の紀年「建興」を繼承しながら、今、五胡政權の中の希な漢人國家として存続し、張駿の時代を迎えているのである。したがってこの前涼は、いつ自立したのか、いつ王を稱したのか、どのような指標を以て自立の年次とみなしてよいのか、はなはだ解りにくい國家なのである²³。残された前涼に関する文獻記録自體がもとより曖昧なのは、まさしくそのためなのであろう。しかし、第四代王と目される張駿が涼州一州を分割して三州としたこの行區改編は、涼州一州を原則とするこの地域を、諸州を統轄する自立した國家のありように近づけようとする試みの一つとして認識すべきであろう。とすれば、「二府の官僚の臣を稱せざるはなし」という不可解な表現も、張駿が涼州から分離した沙・河二州の官僚もそれを受容した、忠誠を得たという成功への安堵感と捉えれば、不可解ではなくなる²⁴。前涼は十六國期の数少ない漢人國家ではあったが、だからといってその主要な構成員が漢人だけであったのではなく、もとより多くの胡人を内包する多民族國家であった。また支配者層を形成した漢人にあっても、まさしく張氏がそうであったように中國内地の混亂を避けて移入した漢人集團と、移入の時を同じくしない、あるいはすでに当地域にあった漢人集團との重層構造を持っていたことも疑いない²⁵。風前の燈火であった西晉に對する異常なまでの忠臣振りや、また東晉建國後にあってもなお滅亡した西晉の紀年「建興」を奉用し續けたこの漢人國家の特異性は、こうした漢人層の複雑なあり方とも無縁ではなかったはずである²⁶。したがって先に

²²張駿が中興の正朔を奉じないで、西晉の建興紀年を奉用していたことは、すでに述べた。前掲拙稿、34～35頁を参照。

²³たとえば〔資P〕に挙げたように、羣僚が張駿に涼王を稱することを勧めた際も張駿はそれを激しく拒んだが、國內では彼を王と呼んでいたという。これはそうした事例の一つである。

²⁴この箇所は、『資治通鑑』卷97の咸康元（335）年の條の「官屬皆稱稱臣」（〔資F〕）と對應しよう。これも、張駿が楊宣を派遣して龜茲、畚善を討った後、焉耆、于寔も前涼への朝貢を開始したことに續くものであるから、私見に言う335年の行區改編時の司馬光の表現と理解したい。

²⁵たとえば、先に考古資料から紹介した夏侯氏はその一例。前掲拙稿、35頁の註30参照。また「駿以陰氏門宗強盛、忌之。」（『魏書』卷99張駿傳）というような状況も参考となる。

²⁶前掲拙稿、30頁、33～35頁を参照。

挙げた不可解な表現も、詳細は課題としなければならないとしてもこうした前涼の国内事情の複雑さの反映、その複雑さの中における三州分割の成功の安堵感と捉える視点も用意しておく必要がある。

もしこのように、咸康元年(335)の三州分割(〔資J〕)を理解してよいとすれば、さらに次の点も気に掛かってくる。それは、その三州の一つとなった沙州に設置されたはずである西域都護、戊己校尉、玉門大護軍の三營(〔資A〕〔資B〕〔資C〕)が、ここではまったく觸れられていないことである。とすれば、咸康元年(335)の三州分割(〔資J〕)の時には、たとえ沙州は設置されてもそこには三營はまだ設置されていなかった、つまり沙州刺史は三營を管下に置いて統率していなかった、その可能性が浮上する。したがって、この三州分割には二通り、沙州に三營を含まない三州分割と、沙州に三營を含む三州分割を想定しなくてはならなくなる。つまり一旦三州に分割した後に、沙州に三營を設置し、これによって三州分割が最終的に完成したと。それは確たる證左のない単なる想定に過ぎないとの批判を受けようが、實はそうでない。批判に堪えうる證左を、河州に係わる事例から明示してみよう。

咸康元年(335)の三州への分割時、涼州の「東界六郡」(〔資J〕)を分かつて置かれたという河州は、沙州に三營を確實に含む涼・河・沙三州分割時の河州八郡(〔資A〕〔資B〕〔資C〕)とは一致しない。「六郡」(〔資J〕)からなる河州と、八郡(〔資A〕〔資B〕〔資C〕)からなる河州を同一に扱うことはできない。ということは咸康元年(335)の行區改編時の六郡河州とは明らかに異なる別の八郡河州が存在していた時期が確實にあったことになる。したがって「分州西界三郡置沙州、東界六郡置河州」(〔資J〕)とある行區改編とは別の行區改編があったとしなくてはならない²⁷。この事實は、張駿が、咸康元年(335)の楊宣の龜茲・畚善征討(〔資E〕)の直後に實施した涼・河・沙三州を置く行區改編だけ、つまりそれ以外に行區改編はなかったと受け止めざるをえない寇氏の考え方そのものに、大きな疑問が生じたことになろう。しかしそれは決して寇氏だけに限られたことではない。寇氏が否定された司馬光にも同様に適用できるのである。345年に張駿の行革とともに三州への行區改編を並記した司馬光の場合は、逆に、345年の八郡河州は説明できても六郡河州の存在は説明し切れない。兩者ともに三州への行區改編を一度で完成されたのだと見なそうとすることが共通する要因である。「寇335年説」であれ、「司馬光345年説」であれ、それぞれの立場に固執する限り、六郡河

²⁷ それには、「張茂分武興、金城、西平、安故爲定州。」(『晉書』卷14地理上)とある張茂(在位320~324)が建てた定州の解體が絡んでいるように思える。この定州の舊郡のうち、武興、西平二郡が、345年の行區改編時には涼州の所管とされている。しかし定州が、いつどのように解體されたかは、たどり切っていない。また金城、安故の行く末も分からない。

州と八郡河州の存在を説明しきることはできない。したがって、涼(十一郡)・河(八郡)・沙(三郡三營)の三州として完成する張駿の行政区畫の最終改編の前に、沙州がまだ三營を統轄していない涼・河・沙三州への改編があり、八郡ではなく六郡の河州を設置していたことを介在させるべきであろう。つまり張駿が実施してきた行區改編は、一舉に一時に完成したのではなく順次積み上げられて完成したと見なすべきであって、「寇335年説」でも、「司馬光345年説」でもともに不十分ということになる。したがって三州への改編は、335年にまず實施され、345年に最終的に完成に至った、つまり寇氏はその改編の最初期を、司馬光はその完成期を捉えたと見れば落ち着くであろう。寇・司馬光兩説を否定するのではなく、結果的には雙方の有效化を圖ることができるとするのが私見なのである。寇氏は、「沙州刺史」とは見なさず「將」(「部將」とする楊宣の肩書きにこだわられたようであるが、それがかえって行區改編の實態との乖離を招いたのではなかろうか²⁸。

四、楊宣の焉耆征討と張駿の行區畫改編および行政改革との相關

さて司馬光は行區改編の完成期を捉えたのだとすれば、その年次の根據となった楊宣が「沙州刺史」となった後に實施された楊宣のもう一つの征討、永和元(345)十二月の焉耆征討(〔資G〕と〔資C〕)との相關も確認が必要となった。この相關で最も重要となるのは、楊宣が「沙州刺史」であったことだけではなく、三郡三營を確實に統轄する「沙州刺史」であったこと、つまり私見に言う張駿の行區改編の完成期に当たっていたことである。しかもこの行區改編の完成は、張駿行革の最終的完成とも連動するものであった。こうした視點に立つと、1981年、唐長孺氏が、「高昌郡紀年」に提示されていた張駿行革の年次に係わる次の提案が注目されることになる²⁹。それは、『太平御覽』卷124 偏霸部8張駿に引く

〔資K〕二十一年、始置百官、官號皆擬天朝、車服旌旗一如王者。

とある『十六國春秋』の逸文³⁰の年次に根據を求めたものである。唐氏の考えをまず聞いてみよう。

《魏書・張寔傳》(『魏書』卷99張駿傳、資Bに同じ)は、三州に分立したことを記した後に、次のような一節、すなわち「始めて諸の祭酒・郎中・大夫・舍人・謁

²⁸ 楊宣の焉耆征討を龜茲や畚善に對するそれと同一視して335年に一括された松田氏が、焉耆征討時の楊宣の官職「沙州刺史」を「西胡校尉」と改められたことと通じあうものがある。註19、20参照。

²⁹ 『魏晉南北朝隋唐資料』第3期、24頁。

³⁰ 大化書局本、臺北、600頁。

者の官を置き、官號はみな天朝に擬うも、^{なら}微^{わずか}にその名を辨ず。六佾^{いつ}を舞い、豹尾^{ひょうび}を建て、車服旌旗は、一つに王者のごとし。」を緊接させている。しかし『御覽』一二四は《十六國春秋》を引いて、「二十一年、始めて百官を置き、官號はみな天朝に擬い、^{なら}車服旌旗は一に王者のごとし」（今、提示した〔資M〕）と言っている。《魏書》のこの一節も《十六國春秋》を引いていることは明かである。張駿在位の二十一年は、すなわち晉の建元二年、344年である。三州に分ったことを「始めて百官を置く」の前に置く以上、しかも「始めて百官を置く」のが建元二年〔344〕であったから、三州を分立したことはこの年〔344年〕より遅いはずはない。……もし上述したとおりであるとすれば、涼州を分かつて三州とし、沙州が始めて置かれたのも、一年遡って344甲辰であろう³¹。

これはおそらく張駿行革と行區改編を344年と見なした最初の見解ではなかったろうか。「司馬光345年説」に一年先行させるものである。この唐氏の見解は、先ほど整理した「三州への改編は、335年にまず實施され、345年に最終的に完成に至った」とする私見とは一致はしないが、「司馬光345年説」を行區改編の完成期とみなした点に限定すれば、一年の差異があるに過ぎない。唐氏は、『三州に分ったことを「始めて百官を置く」の前に置く以上、……三州を分立したことはこの年〔344年〕より遅いはずはない』と強調されるのであるから、三州分立（私見に言う三郡三營を確實に統轄する沙州と涼州と河洲の三州の分立）は、張駿行革の直前と見なされていることになる。このようにみれば、沙州刺史・楊宣が張植を「部將」として率いた焉耆征討、最終的な張駿行革、最終的な行區改編を345年に一括して同年に押し込めてしまうことよりも窮屈ではなくなってくる。したがって『十六國春秋』の逸文を根據とする張駿の行區改編344年説は、はなはだ魅力的である。ただ、「永和元（345）年、以世子重華爲五官中郎將、涼州刺史」（『晉書』卷86張駿傳）と明記した『晉書』の記載と抵觸してしまう³²。すでに涼州刺史であった世子の張重華に「永和元（345）年」に「五官中郎將」が新たに加えられた表現であるとすれば齟齬は生じない。その可能性は強いとおもわれるが斷定にはやはり傍證が欲しい。したがって張駿行革は345年の前年、すなわち張駿の二十

³¹唐氏の原文は、次の通りである。「《魏書・張寔傳》在記分立三州后，緊接如下一段：“始置諸祭酒・郎中・大夫・舍人・謁者之官、官號皆擬天朝、而微辨其名。舞六佾、建豹尾、車服旌旗一如王者。”而《御覽》一二四引《十六國春秋》稱“二十一年、始置百官、官號皆擬天朝、車服旌旗一如王者。”顯然、《魏書》此段也出《十六國春秋》。張駿在位之二十一年即晉建元二年344。既然分三州“始置百官”前，而“始置百官”在建元二年，即分立三州不能晚于此年。……如上所述，分涼州爲三州，沙州始置也可能在上一年344甲辰。」

³²これは同時に「寇氏335年説」にも抵觸する。345年の張重華の涼州刺史就任を否定する證左が必要である。

一(344)年とする唐氏の魅力的な見解はこの一点でとりあえず留保し、今は、345年に張駿の行區改編が完成したとみなしておく³³。

なお蛇足ながら、しばしば觸れた「沙州刺史」の楊宣とは、敦煌石室から見出された唐代の「沙州圖經」卷三(P.2005)の「七所渠」の項に見える「刺史楊宣」と同一人物であり、「九世紀にいたるまで」當地・沙州(敦煌)にその名を語り伝えられた十六國期、4世紀の著名な刺史である³⁴。楊宣に係わって遺漏してはならない資料である。

五、清朝期・編纂地誌にみえる建康郡

寇氏が、建康郡設年次を335年とされたのは、張駿行革と行區改編の氏の推定年次335年と、336年の紀年のある考古資料〔資D〕との整合性を優先されたからであった。妥当な手法であるが、建康郡の新設年次が、寇氏の推察された335年の張駿行革と行區改編と同時でなければならぬその理由を示しての提言とはなっていない。したがって寇氏の言われる335年の行區改編時に、建康郡が新郡として設置されたことは、可能性の一つなのである。つまり考古資料〔資D〕が語ることは、建興廿四(336)年、もしくはそれ以前に涼州に建康郡があったことだけなのである。

先にのべたように文獻には建康郡の設置年次の明示はない。しかしこうした資料状況にあっても、建康郡の設置年次を捉えようとした試みは決して皆無ではなかった。清朝期の考證學の成果を見落としてはならない。

そこで『大清一統志』(以下『一統志』)に当たってみよう。清の康熙25年(1686)以降三度編集された『一統志』には數種の版本があるが、ここでは閲覽できた「清乾隆二十九年敕撰」と序に見える「光緒壬寅秋上、海寶善齋石印」の500巻60冊本に依據する。光緒壬寅は、1902年に當たる。

〔資L〕在高臺縣南。晉置。『十六國春秋』、咸康元(335)年、張駿分建康郡屬涼州。呂光大安元年、張大豫求救於嶺西諸郡。建康太守李隰

³³なお湯球の『十六國春秋輯補』卷70前涼錄4(501頁)は、この記事を「丙申」、「張駿十二(336)年」に擧げる。これは寇335年説に近い。雙方ともに従えない。

³⁴「沙州圖經」の該當箇所は、「陽〔楊?〕開渠」と「北府渠」であるが、前者だけを擧げておく。

陽〔楊?〕開渠 長一十五里

右源在州南十里、引甘泉水、舊名中渠。據西〔前?〕涼錄、刺史楊宣、向移上流、造五石斗門、堰水溉田。人賴其利、因以爲號。

池田温「沙州圖經略考」『榎博士還曆紀年東洋史論叢』1975、59～60頁。王仲榮(鄭宜秀整理)『敦煌石室地志殘卷考釋』上海古籍出版社、116～117頁。李正宇『古本敦煌鄉土志八種千箋證』新文豐公司、1998、50～51頁。

起兵應之。龍飛二年、沮渠男成、自樂碯進逼建康、推太守段業爲主、稱涼州牧、建康公。後魏廢。『唐書』地理志、甘州西北百九十里、祁連山北有建康軍。證聖元(695)年、王孝傑、以甘肅二州相距回遠置。『名勝志』建康城在高臺所西南四十里。『舊志』建康軍城在所東南十里。(『大清一統志』卷212 肅州、古蹟酒泉故郡の建康故城の條)

これによれば、清期の地理學者(考證學者)たちは、涼州の建康については、その故城、つまり現在の遺跡の場所までも認識し、建康郡の始まりを『十六國春秋』によって、東晉の咸康元(335)年、張駿が建康郡を分かつて涼州に屬させたこと、それが唐の建康軍に連なったことも承知していたことになる。

そこでまず『一統志』が擧げた建康郡の新設年次、咸康元(335)年に注目してみよう。この『一統志』の年次は先に寇氏が擧げられた建康郡設置年次と、くしくも一致する。『一統志』の編者はそれを『十六國春秋』に見えると明記するが、『十六國春秋輯補』にもそれは見出せない。そこで、『甘肅通史』を参照してみよう。清の許容らが監修した乾隆元(1736)年序のある刊本によって移録する³⁵。

〔資M〕在縣南。晉置。『十六國春秋』、咸康元(335)年、張駿分建康郡屬涼州。呂光龍飛二年、沮渠男成、自樂碯進逼建康、推太守段業爲主、稱涼州牧、建康公。後魏廢。新唐志、甘州西北一百九十里、祁連山下有建康軍。證聖始置。『名勝志』建康城在高臺所西南四十里。『舊志』建康軍城在所東南十里。(『甘肅通史』卷23、古蹟、直隸肅州の肅州の建康故城の條)

一見すればすぐ了解されるように、先に擧げた『一統志』と驚くほどによく似ている。一部の省略、一部の増補、いくつかの文字の書き換えを除けば、同文といて差し支えない。『一統志』のすべての刊本をみていない今は、『甘肅通史』との相關や前後關係は保留するしかない。しかし、建康郡の始まりを『十六國春秋』によって東晉の咸康元(335)年と見る情報は、『一統志』や『甘肅通史』などの清期の記録にはすでに記載されていたことになる。そこでさらに遡って清の顧祖禹が、康熙17(1678)年に完成させた『讀史方輿紀要』も参照してみよう。

〔資N〕鎮西二百里。前涼張駿置建康郡、屬涼州。後涼因之、後魏廢。唐嗣聖末、王孝傑置建康軍、天寶所屬河西節度使、後廢於吐蕃。(『讀史方輿紀要』卷63、陝西12、甘州後衛の建康城の條)

³⁵ただし直接用いたのは、その影印版(臺北・文海出版社、1996)である。

『大明一統志』の不備を補ったというこの『讀史方輿紀要』には、建康郡の設置年次に關する情報は見出せない。さらに遡って宋代の樂史（930-1007）が編纂した『太平寰宇記』を参照すると、卷152隴右道三甘州廢に在るべき建康郡そのものの記載が見えないことに氣づく。「甘州廢」と在るように、當地は當時、宋の領域外であったから、關心も情報も缺いていても不思議はない。

したがってこのように整理してみれば、建康郡の設置年次を咸康元（335）年とする見解は、『一統志』や『甘肅通史』が引いていた原文未確認の『十六國春秋』によればということなる。寇氏もこうした方志の情報は承知されているはずであるから、おそらくそれに基づいて、建康郡新設を335年とされたのであろう。建康郡新設の要になる論據である。提示して欲しかった論據資料である。したがって、もし建康郡の見える335年を遡るような新資料が出土すれば話は別であるが、原文未確認ながら『十六國春秋』によったという『甘肅通史』や『一統志』が明記する335年の可能性は、現時点では信賴度が最も高い、そう見なしてよかろう。したがって建康郡新設335年の可能性を、さらに検討してみよう。

六、建康郡新設にふさわしい國際環境とは

それではなぜ、335年の建康郡新設を信賴度が高いと見なせるのであろうか。それは、本論の冒頭に觸れたこと、張駿が新設した建康郡の名は、東晉の都・建康のそれを借用したに相違ないとする私見と深く相關するからである。つまり前涼と東晉の間に、東晉の都の名を借用可能な國際關係が生じていたという想定である。そこで前涼・張氏政權が、滅亡した西晉の紀年「建興」の奉用を續けながら東晉の都と同名の新郡を設置したその複雑な理を探ってみよう。

〔資〇〕初、建興中、敦煌計吏耿訪到長安、既而遇賊、不得反、奔漢中、因東渡江、以太興二年至京都、屢上書、以本州未知中興、宜遣大使、乞爲鄉導。時連有內難、許而未行。至是、始以訪守治書御史、拜駿鎮西大將軍、校尉、刺史、公如故、選西方人隴西賈陵等十二人配之。訪停梁州七年、以驛道不通、召還。訪以詔書付賈陵、託爲賈客。到長安、不敢進、以咸和八〔333〕年始達涼州。駿受詔、遣部曲督王豐等報謝、并遣陵歸。上疏稱臣、而不奉正朔、猶稱建興二十一年〔334〕。〔東晉・咸和〕九〔334〕年、復使訪隨豐齎印板進駿大將軍。自是每歲使命不絕³⁶。（『晉書』卷86張駿傳）

³⁶書き下し：「初め、建興中、敦煌の計吏・耿訪は、長安に到る。既して賊に遇い（西晉の滅亡）

これによれば、前涼と東晉の関係は、東晉に難を避けていた前涼の敦煌計吏・耿訪の努力が實を結んで、咸和八〔333〕年、張駿を鎮西大將軍とする東晉の第三帝・成帝（在位 325～342）の詔書が涼州に届き、一撃に進展した。詔を受けた張駿は、部曲督の王豊らを建康に遣わして報謝し、上疏して臣を稱した。そして翌 334 年、成帝は、さらに張駿を大將軍に昇進させた。張駿は、これ以来毎歳、使命を絶やさなかったという。したがって東晉に臣を稱し大將軍を授與された張駿が、その臣稱の證、あるいは東晉との友好を記念して、東晉の都の名を取った新郡を設置したとしても不思議はなからう。とすれば、それは 334 年前後のことであり、先に見た『十六國春秋』によればという限定付なから建康郡の設置を咸康元（335）年とした年次は、こうした歴史的状況によく符合することとなる。

ただし留意しなくてはならないのは、先にも問題とした「臣を稱するも、正朔を奉ぜず、なお建興二十一年〔334〕と稱」する前涼・張駿政権の複雑な外交姿勢である。東晉に臣を稱しても、なおも滅亡した西晉の元號「建興」を捨てないで奉用し、東晉の元號を奉じないことは、東晉に臣を稱した以上それは矛盾であろう。しかし

〔資 P〕西域諸國獻汗血馬・火浣布・礪牛・孔雀・巨象及諸珍異二百餘品。……於是刑清國富、羣僚勸駿稱涼王、領秦・涼二州牧、置公卿百官、如魏武・晉文故事。駿曰「此非人臣所宜言也。敢有言此者，罪在不赦。」然境内皆稱之爲王³⁷。（『晉書』卷 86 張駿傳）

とある『晉書』張駿傳の記載は無視し難い。張駿は、西域諸國の朝貢に象徴される國力の充實を背景に王號を稱すことを勧める羣僚に對してとった意外な態度である。秦・涼二州牧と見えることから、涼・河・沙三州を置いた 335 年の行區改編より以前のことなのであろう。これを彼自身の思慮のあるわきまえた外交的態

反えるをえず。漢中に奔りて、因りて東のかた江を渡り、太興二（319）年を以て京都（建康）に至る。しばしば上書して、「本州（涼州）の未だ中興（東晉・元帝）を知らざるを以て、宜しく大使を遣わせ。乞うらくは郷導とならん」と。時に内難連りありて（王敦の亂）許は未だ行われず。ここに至たりて、始めて〔耿〕訪を以て守・治書御史となし、駿を鎮西大將軍に拜す。校尉・刺史・公は故のごとし。西方人隴西の賈陵等十二人を選らびてこれに配す。〔耿〕訪は梁州に停まること七年、驛道の不通を以て、召還せらる。〔耿〕訪は詔書を以て賈陵に付し、託して賈客となる。長安に到るも、敢えて進まず。咸和八〔333〕年を以て、始めて涼州に達す。駿は詔を受く。部曲督王豊らを遣わして報謝し、並びに〔賈〕陵を遣わして歸らしむ。上疏して臣を稱するも、正朔を奉ぜず、なお建興二十一年〔334〕と稱す。〔東晉・咸和〕九〔334〕年、復た〔耿〕訪は豊等に隨いて使し印板を齎し、駿を大將軍に進める。これより毎歳使命絶えず。」

³⁷書き下し：「西域諸國は、汗血馬・火浣布・礪牛・孔雀・巨象及び諸珍異二百餘品を獻ず。……ここにおいて刑は清く、國は富み、羣僚は駿に涼王、領秦・涼二州牧を稱し、公卿百官、魏武・晉文故事のごときを置くを勧む。駿曰く「これ人臣の宜しく言うべき處にあらざるなり。敢てこれを言うのあらば、罪は不赦に在り。」と。然れども境内は皆なこれを稱して王となす。」

度だと推察すれば、滅亡した西晉の建興紀年の奉用も、東晉に對する二心や背信行爲と輕々に見なすわけにはいかない。それは東晉に内密にしたり、また虚言を勞したのではなく、東晉もその現状を承知せざるをえないような前涼の國內事情から出たものであろう。東晉への臣稱と東晉の紀年を奉じないことは通常は成り立ちえない矛盾ではあろうが、臣稱のグレードとして實體的に捉えるのはいかがであろうか。東晉の都の名を採用に當たって留意すべきことは、張駿が東晉の都に倣って前涼の都そのものの名を建康と變えたのではなく、また州名を建康と變えたのでもなく、涼州管下の一郡の名稱に採用したに過ぎないことである。つまり改稱對象のグレードは決して高くはない、數ある郡名の一郡の名稱に採用したに過ぎないのである。それは東晉への臣稱のグレードと比例しているのかも知れない。別稿にも觸れたように前涼政權のこうしたあり方は、漢人政權として内外の兩側面からも詳細に検討する必要があり、それを待つこととしたいが、涼州・建康郡の新設は、それを解きほぐす糸口となるであろう。

おわりに

以上によって、張駿の行革と行區改編の年次と建康郡の設置に係わる検討を終える。その結果は、張駿の行區改編をある年次を以て一時に完成されたと見なすべきではなく、最初期と完成期という段階的で幅のある見方がより實態に即しているという提案となった。その幅は、335年から345年に至る10年間であり、前涼・張駿政權が、一國として自立性を高めていこうとする過程と並行するものである。したがって「寇335年説」を最初期に、「司馬光345説」を完成期に對應させ、この10年間のプロセスのなかに位置付ければ、兩説ともに有効性は失ったことにはならない。ただし、完成期とみなした「司馬光345説」には、344年とした唐説があることは承知しておくべきであるが。また建康郡の新設を335年に置きこれを行區改編と一致させる寇説も、當時の國際情勢と自立を指向する張駿政權のあり方と對應させれば、その根據を付與できたことになる。

新出考古資料の深い恩恵に與りながら贅言を加えてしまったことは、心苦しい限りであるが、駱駝城遺址周邊から出土する十六國期の考古資料に、資料考證を越えて幾ばくかの歴史的視点を付與した、そう理解していただければ有り難い。「中國中世寫本研究班」の研究會における發表時(2013.11.25)ご教示をいただいた。ここに記して感謝する。

(廣島大學大學院教育學研究科准教授)